

## 農政産業観光委員会会議録

日時 令和7年3月5日(水) 開会時間 午前 10時00分  
閉会時間 午後 3時17分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 長澤 健  
副委員長 渡辺 大喜  
委員 河西 敏郎 山田 一功 飯島 力男 土橋 亨  
菅野 幹子 白壁 賢一 志村 直毅

### 説明のため出席した者

農政部長 原田 達 農政部理事 勝俣 匡章 農政部次長 樋田 洋樹  
農政部技監 茂手木 知 農政部技監 功刀 徹  
農政総務課長 成島 仁 担い手・農地対策課長 原田 武  
販売・輸出支援課長 小林 宏行 農業技術課長 手塚 順一郎  
果樹・6次産業振興課長 齊藤 典義 畜産課長 相川 忠仁  
食糧花き水産課長 大澤 一仁 農村振興課長 柴崎 一彦  
耕地課長 浅川 一輝

公営企業管理者 村松 稔 企業局次長 雨宮 学 企業局技監 功刀 稔永  
企業局総務課長 小澤 哲也 電気課長 槌屋 浩之  
新エネルギーシステム推進課長 宮崎 和也

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部次長(産業政策課長事務取扱) 小林 洋一  
産業政策部次長 金子 哲也 スタートアップ・経営支援課長 有須田 遥華  
成長産業推進課長 小池 一尚 産業振興課長 三科 吾諭子

### 議題

(付託案件)

- 第 3 号 山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例制定の件
- 第 19 号 山梨県産業技術センター諸収入条例中改正の件
- 第 39 号 普通財産貸付料減額の件
- 第 41 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

(調査依頼案件)

- 第 24 号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第3条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第4条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの
- 第 28 号 令和7年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
- 第 35 号 令和7年度山梨県営電気事業会計予算
- 第 36 号 令和7年度山梨県営温泉事業会計予算
- 第 37 号 令和7年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、企業局関係、産業政策部関係、観光文化・スポーツ部関係の順に行うこととし、午前10時から午後1時12分まで(午前11時43分から午後1時まで休憩をはさんだ)農政部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時23分から午後2時3分まで企業局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後2時20分から午後3時17分まで産業政策部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※調査依頼案件

※第24号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第3条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第4条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(農協指導費について)

山田委員 農の3ページの農協指導費ですが、県の立場で農協に対して、農業協同組合法を含め、どのような指導を行っているのか教えていただきたいです。

成島農政総務課長 農協の検査におきましては、農業団体指導・検査担当が、農業協同組合法に基づきまして、県内の農業協同組合に対して、常例検査を行っています。

山田委員 そうすると、単位農協に直接指導権限があるということでしょうか。

成島農政総務課長 それぞれの単位農協ごとに2年に1度の全面検査をしております。また、その翌年に事後確認検査を行い、内容を確認しています。

山田委員 常例検査というのは、山梨県の条例によって検査をするという理解でいいですか。

成島農政総務課長 常例というのは、常に実施するという意味の常例検査になります。

山田委員 農業協同組合には、営農と信用共済がありますが、今の話では、信用共済の部分についても農政部が所管でいいですか。

成島農政総務課長 貸付や金融事業の内容について、指導、検査を実施しております。

山田委員 産業政策部の所管ではなく、農協に関しては、信用保証共済も農政部で所管しているという理解でいいですね。県の指導には、導く指導と監査的なイメージの指導があると思いますが、どのような指導を常例検査で行っていますか。

成島農政総務課長 これまでの指導では、定款の手續や法令遵守状況、経営状況の把握、ヒアリング検査に基づいた事業計画の見直しなど、不祥事等が起こらないように、再発防止も含めて、全面的に指導しています。また、会計の専門的な部分につきましては、公認会計士も随行していますので、公認会計士にも見ていただく中で対応しています。

(やまなしカーボンフリー農業モデル事業費について)

飯島(力)委員 課別説明書、農の23ページ。やまなしカーボンフリー農業モデル事業費について質問いたします。

今議会の本会議の所信表明で長崎知事から、水素社会実現に向けた取組の第一歩として、来年度からカーボンフリー農業の具体的な実証に取り組むとの考えが示されました。

去年は、観測史上、年平均気温が最高を記録するなど、温暖化対策は喫緊の問題と思いますが、今回の取組は、化石燃料からの脱却につながるものと大いに期待しているところではありますが、そこで事業の具体的内容について何点かお伺いします。

初めに、(1) マル新の水素加温機導入実証事業費についてです。

果樹試験場において、水素加温機でブドウ栽培の実証実験に取り組むとのことですが、具体的にはどのような試験を行うかお伺いします。

手塚農業技術課長 現在、水素を燃料としてハウス栽培で使用できる加温機はございません。

県内に事業所がある企業が現在、開発に取り組んでいます。この加温機を果樹試験場のブドウのハウスに導入させていただき、米倉山にあるやまなし hidroジェンカンパニーが生産したグリーン水素を活用して栽培を行い、従来は重油でございましたが、その重油と比較しまして同様に温度管理などが行えるか、生育は大丈夫かというところを実証してまいります。

飯島(力)委員 次に、(2) マル新の有機薄膜太陽電池導入実証事業費について伺いますが、有機薄膜太陽電池を設置して農作への影響について実証するとのことですが、具体的にはどのような実証を行うのか伺います。

手塚農業技術課長 有機薄膜太陽電池は聞き慣れないものになりますが、薄いプラスチックのような形

状をしております。そのため、簡単に曲げることができます。そして、植物の生育に必要な光を下に通すことができるという性質がございます。

本実証では、この有機薄膜太陽電池を使用して、果樹試験場のブドウ、サンシャインレッドの簡易雨よけのビニールの内側に設置する予定です。実証では、下にあるサンシャインレッドの生育への影響、また、どれくらいの電力を発電するのかを確認いたします。

また、サンシャインレッドは着色が必要なブドウですので、電気を使った補光を行い、着色の向上も確認をしたいと思っています。

あわせて、その有機薄膜太陽電池の耐久性、経済性をしっかり試算してまいります。

なお、この分野で実績を残している、長野県にあります公立諏訪東京理科大学と共同研究を行います。水素加温器の実証と併せて、農業分野において水素と再生可能エネルギーを活用したシステムを構築してまいりたいと考えています。

飯島（力）委員 実証実験の内容は分かりました。サンシャインレッドの着色ができるため、農家も、また県としても喜ばしいことだと思いますけれども、この技術を確立して普及した場合、どの程度の脱炭素効果が見込まれるのか伺います。

手塚農業技術課長 現時点の試算ということで申し上げます。

本県の果樹や野菜のハウスで加温している栽培では、年間約1万キロリットルの重油が使用されており、これが水素に置き換わった場合は、年間で約2.7万トンのCO<sub>2</sub>が削減されます。これを1世帯の年間のCO<sub>2</sub>排出量に換算しますと、約1万世帯分のCO<sub>2</sub>が削減される試算になっています。

次に、有機薄膜太陽電池の関係です。農業用ハウスですけれども、先ほどの加温ハウス、簡易雨よけなどのハウスを合わせまして、県下では200ヘクタールほどございます。

その全ての有機薄膜太陽電池を設置いたしますと、最大で5.9億キロワットの発電が見込まれます。これを1世帯当たりの年間電気使用量で見ますと、約15万世帯分の電量となる試算でございます。

飯島（力）委員 脱炭素化に寄与することはよく理解しましたが、このような取組は、生産者にとってどのようなメリットがあるのかお伺いします。

手塚農業技術課長 水素を燃料にした加温器によって生産されたブドウなどの農産物は、地球環境にとってよい商品を積極的に選ぶ、消費者のエシカル消費につながるのではないかと考えています。

例えば、カーボンフリーフルーツといった新たな付加価値を加えていけば、消費者に選ばれる商品になっていくのではないかと考えています。

また、大事なことは、エネルギー価格の変動に左右されない農業経営の確立に寄与させていくことで、実証に取り組ませていただきたいと考えています。

菅野委員 今の農の23ページの有機薄膜太陽電池導入実証事業費に関して、私からも伺います。先ほど、諏訪東京理科大学と共同開発するという答弁があったと思いますが、こちらの1,400万円の中に、その開発にかかる費用や実証にかかる費用が含まれているという理解でよろしいでしょうか。

手塚農業技術課長 諏訪東京理科大学とは共同研究という形で進めていきます。

既に有機薄膜太陽電池は、諏訪東京理科大学の方で開発してございますので、開発した電池を有効に使えるかどうかの実証をしてみたいと思います。

(新規就農者育成総合対策事業費及び就農促進総合支援事業費について)

菅野委員 新規就農者の支援について、幾つかお伺いしたいと思います。

農の8ページから、事業が幾つかありますけれども、まず、令和6年度の新規就農者の実績と新年度の目標について教えてください。

原田担い手・農地対策課長 今年度の新規就農者実績については、現在調査中でございますので、まだ把握しておりません。

令和5年度については344人ということで、8年連続300人を超えており、右肩上がりで増えているところでございます。

来年度の目標についても同様に、300人以上になるような方向で考えてございます。

菅野委員 目標が正確な数値ではなく、300人以上ということによろしいのでしょうか。

原田担い手・農地対策課長 基本計画の中で、令和8年度までに1,400人増やすという目標がございまして、年間で申しますと約350人を目標とするという形で進めております。

菅野委員 令和7年度は、350人を目標に進められるということで理解をいたします。

先ほど、令和5年度については、同じく350人が目標だったと思いますが、実績は344人ということで、8年連続300人を超えているという答弁でした。この目標値に近い数字で、毎年300人程度の新規就農者があるというところについては、何か特徴的なことや傾向等があるのでしょうか。

原田担い手・農地対策課長 現在、新規就農者が非常に伸びている背景としましては、果樹栽培のうち、特にブドウについては、非常に収益性が高いということで人気がございまして、新規就農者の約7割以上を占めています。

菅野委員 新年度の目標を達成するためには、どのような具体的方策を持って取り組むのかお伺いします。

原田担い手・農地対策課長 現在、本県の新規就農者を全国各地に幅広くPRさせていただいて、山梨県に目を向けていただくための活動を行っております。

その中で、今回計上させていただきました情報発信強化事業費や、誘致環境整備事業費補助金につきましては、ITをうまく活用する中で、希望する方のニーズを把握して、その方のニーズに沿える地域や作目を提案することにより、さらに山梨県に目を向けてもらい、山梨県で就農をしたいという意思を示された場合には、農業体験や技術研修等を手厚く行うことにより、定着を進めていきたいと考えております。

(畜産総合対策推進事業費について)

菅野委員

新規就農者の支援に関連して、畜産関係についてもお伺いしたいと思います。

農の36ページにいろいろな事業がありますが、畜産農家についても新規就農者の状況についてお伺いをします。

まず、令和6年度の畜産農家の新規就農者の実績、それから新年度の目標を伺います。

相川畜産課長

畜産自体は新たな設備投資等がございますので、新しく自分で畜産を行うという例は年間お一人かお二人です。

その中で、後継者あるいは廃業した畜産農家の設備を活用していただく新規就農者についても、お一人かお二人という形になっております。

畜産のほうで、新たに就農される方は、大きな法人の農家に雇用という形で入ることが主体となっております。

新規就農者の目標については、令和5年度から令和8年度までで52人と設定しております。

菅野委員

そうしましたら、単年度の目標設定というわけではないということで理解をしますが、よろしいでしょうか。

原田農政部長

先ほど新規就農者全般の御質問があったと思いますが、総論としてお答えしますと、新規就農者全体で基本計画の中に定めておまして、その数字が全体で令和5年度から令和8年度までで1,400人。そのうち数として、畜産分野では、先ほど相川畜産課長が答弁した52人となっておりますので、単年度の目標としては立てていないのですが、畜産に関しては、毎年10名ぐらい就農してくれるといいなと考えております。

菅野委員

審議資料等を見たところ、令和5年度は就農した方が8人いらっしまったということですが、こちらについては、先ほどの答弁にあったように、大きな農家に雇用として入った方が多かったような傾向なのではないでしょうか。

相川畜産課長

委員がおっしゃるとおり、大きな法人格の畜産農家に就職された方がほとんどです。

菅野委員

あわせて、乳用牛の農家が令和5年度から令和6年度にかけて10件ほど減っていたという数値がありましたけれども、このような現状から、新規就農者を増やすということと合わせて考える内容と思いますが、今後、乳用牛の農家等が減ってしまっていると

ころも増やすための具体的な方策はありますか。

相川畜産課長 委員がおっしゃるとおり、廃業が進む中でも、廃業した農家の施設を活用して、新たに県外から就農された方もいらっしゃいます。

先ほどお話ししたとおり、畜産は施設等の初期投資に費用がかかりますので、廃業された農家の施設をうまく活用して、コストを抑えながら就農していただき、軌道に乗りましたら規模拡大等を進めていただく形で、対応させていただいております。

(農畜水産物戦略的輸出拡大事業費について)

菅野委員 農の16ページの農畜水産物戦略的輸出拡大事業費について伺います。

こちらについては、アジア諸国でのデジタル、リアルの双方のプロモーション活動を行うということですが、具体的にどのようなことを想定しているのか教えてください。

小林販売・輸出支援課長 令和7年度につきましては、現地の小売店や飲食店等でのリアルのプロモーションとSNS等でのデジタルのプロモーションを行っていきたいと考えております。

具体的には、今年度は、戦略的に果実のノウハウをほかの甲州牛や米、魚等に横展開をする形で、輸出品目を増やしていこうという戦略を策定させていただきましたので、それに基づいて、シンガポール、香港、タイ等の現地飲食店においてイベント等を開催し、果実以外も含めて輸出促進を図っていきたいと考えております。

また、インバウンド観光客も増えていきますので、日本にいらっしゃるインバウンド観光客をターゲットにして、情報発信もしていきたいと考えているところです。

菅野委員 品目を増やして対応していくということですが、具体的に直接現地に赴くということもそうですが、SNS等の発信については、どのように行うのでしょうか。

小林販売・輸出支援課長 先ほども申しましたが、SNS等で情報を出していきますが、情報の内容については、県産の農畜水産物を中心にしまして、山梨県の地域資源も併せてプロモーションを行います。また、リアルのプロモーションとも連動させて情報を発信することにより、効果を高めていきたいと考えているところです。

菅野委員 質問の意図が伝わらなかったようで申し訳ありません。

本事業は、どこかの業者に業務委託をするのか、県庁内のどこかの部署で対応するのか、今ある組織内でできることなのか、その辺を伺います。

小林販売・輸出支援課長 戦略的な事業につきましては、業務ごとに検討いたしまして、基本的には委託をしていく形で進めていきたいと考えているところでございます。

(病虫害発生予察事業費について)

菅野委員 農の19ページの病虫害発生予察事業費に関係してお伺いします。

こちらについては、病害虫の調査をするということで、調査の対象や場所の拡大もされれると思いますが、そちらの詳細を教えてください。

手塚農業技術課長 山梨県総合農業技術センターにあります病害虫防除所で、主要の病害虫の調査に当たっております。

恐らく委員がおっしゃられているのは、カメムシの調査のところだと思います。そちらでは、これまで県下3か所で、どれくらいカメムシが発生するかの調査をしていました。それを来年度から、県下9か所に増やします。

去年は果樹カメムシが多かったですが、山際から里に降りてくるポイントを選びまして、盆地を囲むように設置箇所を9か所に増やします。これとは別に、JA南アルプス市が独自で2か所に設置をしたいとおっしゃられておりますので、合わせて11か所の調査地点を設けて確認し、カメムシの発生状況に応じて、事前にJAを通じて生産者に情報提供を行い、広域的な一斉防除に役立てていくという狙いがございます。

菅野委員 カメムシ等の被害だけではありませんが、引き続き、調査もしていただいて、JAと協働して対応いただければと思います。

(やまなしスマート農業実装事業費補助金について)

農の21ページのやまなしスマート農業実装事業費補助金については、先進技術の導入による生産性向上等につながる事業だと思っておりますが、どのような農家が対象になるのかお伺いします。

手塚農業技術課長 こちらについては、単独の事業者もしくは複数の事業者で組織する取組を支援しております。

今年度は、ブドウの草を刈ってくれる自動除草ロボットや、あるいはトマト農家において、複数の小さいミニトマトを同じところに並べて、必要なグラム数を200グラムにしたいと言えば、すぐに分かるような技術により、今まで選果の労力が100かかっていたものが80で終わり、2割の削減が可能といった、省力的な部分の取組につながるスマート農業技術を、地域の実情に応じて導入の支援をしております。来年度も引き続き、この事業の中で補助を行い、スマート農業技術の導入を促進してまいりたいと考えております。

菅野委員 対象になるところは、複数の農家が集まった組織というイメージですけれども、地域ごとの単位で対応されるという理解でよろしいですか。

手塚農業技術課長 導入したところを見まして、その地域に導入した技術が広まっていく波及効果を狙っております。

(土地改良施設突発事故復旧事業費について)

志村委員 農の57ページの、新規の土地改良施設突発事故復旧事業費について、302万円計

上しており、公共事業等予定箇所表では、全県でため池などを造成しているイメージですが、この事業費を計上した対象となるものを、具体的に御説明をお願いします。

浅川耕地課長 近年、土地改良施設においては、老朽化に伴い、管水路の破裂などの突発的な事故が全国的に増加をしております。したがって、主に管水路を対象として考えてございます。

志村委員 まさにその管水路のことをお聞きしたかったのですが、金額が302万円であり、とても対応できる金額ではないと感じました。

農の57ページの下の方に、県単土地改良事業費が、9,655万円計上されていますが、こちらも管水路の維持管理や、補修、改修などが対象となり、同じようなイメージの予算なのでしょうか。それとも扱いが違う予算なのか御説明をお願いします。

浅川耕地課長 まず、土地改良施設突発事故復旧事業費につきましては、いわゆる突発事故による機能低下や損失が生じた際に、迅速な復旧をするという考えでございます。したがって、災害復旧事業と同様に、予備的経費として計上をさせていただいているところでございます。

次に、下段の県単土地改良事業費についてでございますが、こちらにつきましては、県営事業を実施している中で、何らかの支障があった場合に補修などを実施するものでございます。

志村委員 今、説明していただいたこの2つの項目以外に、例えば、畑かんや農業用水路の改修、特に畑かんの管路のイメージで改修等に充てられている予算があれば教えていただきたいです。

浅川耕地課長 農の56ページの下から5つ目の、かんがい排水事業費などの公共事業において、土地改良施設の補修、機能保全を実施しているところです。

そのほか、防災事業費においても、それぞれの施設の老朽化に伴う改修を実施しております。

志村委員 場所は既に明記されていて、改修しているところもあれば、毎年使っていて、管路が破裂することはよくある。これは、管路が整備されてから大分老朽化していて、敷設した当時から比べると、途中から上に別の構造物が立ったりして、管路を変更することがあったり、地域によって事情もいろいろでしょうけれども、この中で、例えば県で予算を計上するときに、老朽化の状況を調査して、事業ごとに把握した状況は、ある程度集約されて、県に情報が蓄積されているのでしょうか。

浅川耕地課長 土地改良施設につきましては、土地改良施設を維持管理する市町村、もしくは土地改良区、さらには地域の農業水利組合等がございます。そのような方々の土地改良施設の確認や機能診断については、国費を導入しながら調査をさせていただいています。その結

果については、県としても承知をしているところでございます。

志村委員 例えば公共施設は、管理経験に基づいて、個別計画をつくるような作業を行っていますが、農業用の基盤整備で設置した管路の設置時期は、昭和30年代が多いため、かなり老朽化している現状がありますけれども、計画的に調査をして、対応していくような、今後の更新も含めた対応はどのようになっているのか、お聞かせください。

浅川耕地課長 委員御指摘のとおり、施設については、それぞれの適正な時期に機能診断をしている状況です。その機能診断に基づいて、いつ補修や改修をすべきかを取り決めているところでございますが、市町村や土地改良区にも財源がございますので、適切な時期に実施をするということで、県としては、その申請に基づいた対応をしておりますので、それぞれの地域における状況を見ながら、県としても対応してまいりたいと考えております。

志村委員 最後になりますけれども、埼玉の下水道管路の事故もありましたが、実は、農業用の水路のパンクや道路の陥没は、全国で見ると物すごい数です。これに対しては、老朽化が進行してからというよりは、計画的に管路の更新や改修を行っていただくためにも、ぜひ国の補助金等もしっかり確保していただく中で、県として、各農務事務所や市町村等を通じて、できるだけ早く更新、改修していただけるような働きかけをぜひお願いしたいと思いますが、お伺いします。

浅川耕地課長 委員御指摘のとおり、他県による災害の状況を踏まえまして、県としても施設管理者に対して、目視なりの近々の点検を促している状況でございます。

あわせまして、県といたしましても、その状況を見ながら、適切な時期に、申請に基づいた対策を講じてまいりたいと思っております。

山梨県の場合、管の口径の大きいものが存在しているわけではございませんので、委員御指摘のとおり、突発的に道路の陥没等が発生している状況ですが、それぞれ施設管理者で対応しているというのが現状でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

### **※付託案件**

#### **※第39号 普通財産貸付料減額の件**

質疑

山田委員 基本的に賛成ですが、事情が事情なので、確認をさせてもらいたいのですが、固定資産税相当額が市町村交付金相当額になるので、3年に1回の見直しの時期について、始

期がどのタイミングか分かりませんが、その3年間と合致しているのか。していない場合は、固定資産税評価額が変わった場合、この金額も変わるという理解になるのか。

相川畜産課長 先ほどお話ししました市町村交付金につきましては、毎年計算をしております。県の中でも関係課と確認をしながら、その対応を行っております。

山田委員 そうであれば、基本的にゼロ円ということですよ。企業が自分で土地や不動産を持っていれば、自分のところに課税されるわけだから、それを基本的に固定資産税相当額まで減額するということになるので、その確認だけして終わります。

相川畜産課長 山梨食肉流通センターについては、建物の一部が食肉流通センターの所有になっております。食肉流通センターのほうで支払っている固定資産税とは別に、県が所有する土地及び建物の貸付について、市町村交付金相当額をお支払いいただくものと考えていただければと思います。

志村委員 現在、センター自体のマイナスになっている状況はどのぐらいですか。

相川畜産課長 山梨食肉流通センターの単年度の当期純利益を隔年で見ますと、プラスマイナスという状況にはございます。

その背景としましては、県内外の畜産農家の数が減っておりますので、家畜の集荷に大変苦労しているという形になっております。

志村委員 私たちが持っている資料で言えば、令和5年度はマイナス4,200万円くらいで、その前の年度はプラス66万円という理解でよろしいですか。

相川畜産課長 今、委員がおっしゃったとおりの純利益となっております。

志村委員 今回このような対応を取るため、今後の見通しはなかなか見通しにくいと思いますが、これで改善が図れるのか。それから当期純利益をプラスに転じていけるのかどうかという見立てがないといけない。とにかくショートしているから、貸付料を棒引きにすることにとられてもいけないと思いますので、その辺の説明をお願いします。

相川畜産課長 現在、山梨食肉流通センターの運営については、在り方検討会において、株主である県、全国農業協同組合山梨県本部などと連携を図りながら、今後の在り方を検討させていただいております。

その中で、食肉流通センターの収益を上げるためには、いかに処理する家畜の頭数を増やすかということが大きくなっております。1日当たりの処理頭数は、豚換算という言葉方をさせていただいていますが、牛1頭は豚4頭分と考えますと、例えば、牛を10頭処理しますと、豚換算で40頭、豚はそのままの数字になります。そうしますと、現在のところ、1日処理頭数は約230頭程度が、昨年度までです。

今年度につきましては、約260頭近くをめどとして営業努力等をさせていただいているとともに、あとは、屠畜場の中で、せりが終わった後のお肉の部分解体、例えばロースなど、そのような加工についても行っておりますので、その部分で収益を上げられればということで、前向きな検討をさせていただいている状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第41号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑に先立ち、執行部から第7号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」及び第15号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について、当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑 なし

**主な質疑等 企業局関係**

**※調査依頼案件**

**※第35号 令和7年度山梨県営電気事業会計予算**

質疑

(米倉山実証フィールドの機能強化事業について)

渡辺(大)副委員長 課別説明書の17ページ、米倉山実証フィールド機能強化事業についてお伺いいたします。まずは、事業の内容について御説明をお願いします。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 まず、県産グリーン水素の製造能力の強化に向けまして、米倉山の受変電設備を増設し、受電能力を現在の3,000kVAから約2.7倍に当たる8,000kVAに強化するとともに、現在、1回線の受電方式を2回線にするものでございます。

渡辺（大）副委員長 事業期間が4年間と、長期間の設定であります、どのようなスケジュールになっているのか、お伺いいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 現在、受変電設備などの電力インフラ用の機器につきましては、発注から納期まで非常に長期間を要する状況でございます。工程を精査しましたところ、今回の事業につきましては、令和7年度から令和10年度まで、4年間を要することが判明いたしました。令和7年度につきましては、詳細設計と受変電設備の機器発注を行いまして、令和8年度は敷地整備、令和9年度から電気工事を行いまして、令和10年度中の運用開始を予定してございます。

渡辺（大）副委員長 最後になりますが、この事業を通してどのような効果が見込まれるのか、お伺いいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 今回の工事によりまして、米倉山の電力の受電能力が大幅に増強されることから、水素の製造及び供給能力が強化されます。これによりまして、大規模な実証研究の受入れ等も可能となると考えています。

（電気事業会計の収益的収入及び支出について）

菅野委員 企業局15ページの、電気事業会計の収益的収入及び支出に関して伺います。こちらについては、昨年の収支差引ではマイナス1億5,000万円強だったものが、令和7年度の予算ではマイナス5.2億ほどの予算になっていますが、これは何か理由があるのか伺います。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 事業外収益の収支状況につきまして、主にグリーンイノベーション基金事業や、北杜市白州町で実施しておりますP2Gの導入事業等が仕上げの時期に来ておりますことから、支出等が増えた関係で、昨年度よりも収支状況にマイナスが増えた状況でございます。

菅野委員 そうしますと、これは令和7年度だけのものなのでしょうか。それとも今後、マイナスが増えていくのか、もしくは改善に向かうのか、具体的に教えてください。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 今回につきましては、令和7年度の特徴的な現象だと考えております。

（債務負担行為について）

菅野委員 東京都に設置したP2Gシステムについては、新年度から収入として水素の代金が入ってくると認識をしていましたが、そちらについてはどのようになっていますか。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 東京都との共同事業によりましてP2Gの設置事業につきましては、1号機については来年度の後半あたりからの稼働を予定してございます。それによ

りまして、東京都からは水素代金として収入を頂くという計画になってございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※第36号 令和7年度山梨県営温泉事業会計予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※第37号 令和7年度山梨県営地域振興事業会計予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※所管事項**

(温泉事業について)

志村委員 温泉の関係で、大分利用が進まない中で、1年ぐらい前に石和温泉管理事務所に農政産業観光委員会で行ったときに、地元議員として一緒に伺った際に、本当にいい施設を見てきました。配湯管の年数も大分たっていると思いますが、老朽化の対応や、計画的な改修はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

小澤企業局総務課長 配湯管の敷設替えと呼ばれる交換についての御質問ということで、回答させていただきます。

現在、総延長が12キロ720メートルくらいありますが、そのうちの90%ほどが完了しております。残りがあと1,200メートルほどあるのですが、こちらについては配湯管の敷設替えだけで道路を掘ることができないので、別の道路工事と併せて行うことになっておりまして、市と話をして、令和9年度以降に対応できる予定となっております。

志村委員 では、令和9年度以降の対応で、100%の対応になるという理解でよろしいでしょうか。

小澤企業局総務課長 現在計画しているところは、100%になる予定で進めております。

志村委員 あとは、契約者数を増やすことはなかなか大変だと思います。旅館や、ホテルのような大きなところに使っていただくことが一番ですが、自家用に関しても、契約者数が減っているのかなと思います。これについて、将来的な見通しをどのように考えていらっしゃるのかを、最後にお伺いしたいと思います。

小澤企業局総務課長 温泉契約者は、おっしゃるとおり減少傾向にありますが、現在、30口を新規として募集活動を行っておりまして、首都圏から帰ってくる方々で、石和を希望するという話があるところには、パンフレットを配布することにより周知をしているところですよ。1件、去年の6月に新規加入者が出たところであります。

あと、収入に関しては、大口の旅館が増えないと、これ以上急激に増えるということは難しい状況にありますが、最近では、外資が買収する例があり、そこが新たに温泉をつくるという話も来ていますので、そのようなところには確実に対応できるようにしているところであります。

(丘の公園について)

土橋委員 課別説明書に、丘の公園の改修工事2、200万円や、ゴルフコースカート道舗装等の修繕とあります。1年以上前に桔梗屋が指定管理者になりましたが、壊れたら直すのは県で全部行うのですか。

小澤企業局総務課長 指定管理者である桔梗屋との間になりますが、修繕の区分があり、修繕額が60万円未満については、基本的には指定管理者で修繕していただき、それ以上の施設改良になる部分については、施設の所有者である県が行うという形で進めていますので、多額の費用がかかるものについては、計画的に県のほうで、桔梗屋と話しながら改修をしているという現状でございます。

土橋委員 前に公募をして指定管理者を決めるときに、前の持ち主の事業者がカートまで全部引き揚げるということではできないということで、指定管理者が継続したということがありましたが、例えば今後、カートが壊れたから3台をまとめて買いたいとなると、また県が買うという考え方でいいのですか。

小澤企業局総務課長 カート等の備品については、指定管理者が用意するという事になっております。指定管理者が代わったときは、前指定管理者と新しい指定管理者との間で話し合いを行いまして、納得した金額で備品の譲渡を受けているという対応をしていると承知しております。

土橋委員 これはもう済んだところですから、所管で質問するところではなかったですが、疑問に思ったのが、例えば、カート道路はわだちができて、直してほしいと言われるたびに、県が全部その面倒を見なければならぬ契約なのかと思ったものですから、直してあげ

るということですね。了解しました。

主な質疑等 産業政策部関係

※調査依頼案件

※第24号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第3条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第4条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(研究機関連携強化事業費について)

渡辺(大)副委員長 産の7ページ、研究機関連携強化事業費について幾つかお伺いいたします。人口減少に悩まされる本県においては、新ビジネスの創出は地域の持続的発展のために重要であり、県においてもあらゆる挑戦とその実現を重点策と位置づけて各施策を推進していることは、承知しております。そこで、今回着目したのが、県内企業に導入可能で有望な研究シーズが多数眠っている研究機関や大学などであり、これらの機関との連携は新ビジネス創出に大きく貢献するもので、社会実装されれば本県経済の飛躍的な発展が期待できるものであります。ただ、県内企業には、研究機関の研究成果や大学発スタートアップの革新的な事業などを知る機会が少なく、これらを活用した新事業展開が図られていないのが現状であります。

説明によれば、研究機関等から有望な研究シーズを発掘となっておりますが、どのように実施していくのか、お伺いいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 委員御指摘のとおり、研究機関が持つ有望な研究シーズは、大きなビジネスに成長する可能性を有しておりまして、地域経済の活性化につながることから、今般事業化したものでございます。御質問の有望な研究シーズの発掘につきましては、理系人材を抱えた専門事業者が大学や研究機関から県内産業と親和性の高い研究シーズの探索を実施することを想定しております。

具体的に想定されますのは、まず水素燃料電池を中心としましたクリーンエネルギー分野などに強みのある、本県の研究機関の中核となる山梨大学の研究シーズでございます。

また、上場企業である株式会社オキサイドを輩出し、研究機関の成果を活用したスタートアップ企業が県内へ進出した実績のある国立研究開発法人物質・材料研究機構の研究シーズなども想定しているところでございます。

渡辺(大)副委員長 研究機関には多くの有望な研究シーズが存在していることは理解できました。一方で、研究者は研究に忙しく、ビジネス化に積極的ではないというお話も伺っております。

そこで、研究シーズを人材の設備の整った県内企業に投入するマッチング支援等が重

要になってくると思いますが、どのように実施していくのか、お伺いいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 まず、先ほど御説明しましたように、研究機関などに対しましては、本県産業の特性などを踏まえ、専門事業者の目を通して研究シーズの探索を実施し、県内企業に周知することとしております。並行して、県が新たなビジネスの創出や先進的技術の導入により競争力を高めたいと考えている県内企業の方から、進出したい事業分野や事業領域における技術的な課題などのニーズ調査を行うことを想定しております。

県がこの調査を基に、研究シーズと県内企業とのマッチングを進めていくこととしております。

渡辺（大）副委員長 多くのマッチングが成立することを期待します。ただ、マッチングにとどまることなく事業を大きく進捗させるためには、専門事業者による伴走支援等が必要になると思いますが、最後に、こうした伴走支援をどのように実施していくのか、お伺いいたします。

有須田スタートアップ・経営支援課長 例えば研究機関向けとしましては、知的財産権の取扱いなどの専門的な助言や、県内企業が持つ技術・人材・設備・資金などのリソースの情報提供などの支援が想定されております。また、県内企業向けの支援としては、マッチングによって生み出される製品、サービスが市場のニーズに合致しているかなどの技術的な助言や、実証実験のセッティングなどを想定しているところでございます。

（美酒美県やまなしテロワール発信事業費について）

飯島（力）委員 課別説明書の産の22ページ、美酒美県やまなしテロワール発信事業費について伺います。本県のワインは、海外におけるプロモーション活動や国際コンクールでの受賞などで世界的に認知度は高まり、また、名水に恵まれた自然環境豊かな地域で生み出される日本酒も高く評価されております。私は県産酒を誇りに思っています。

国内の需要が縮小する中、本県の酒類業界のさらなる発展に向けて海外の市場に目を向け、本県のワインや日本酒を海外に強く発信するため、本事業の取組は必要と考えます。

来年度、高品質な酒の産地としての本県の魅力を国内外に発信するためのマスター・オブ・ワインジャパンツアーを受け入れるとのことですが、マスター・オブ・ワインとはどのような方々ですか。また、併せて、どのようなツアーなのか、伺います。

三科産業振興課長 マスター・オブ・ワインは、ワイン業界で最も権威のある資格の一つであり、地質や生物学などの学術的見地からも含めたワイン全般に関する深い知識と経験を必要としております。その言動は、世界のワイン市場だけでなく、酒類市場全般に対しても大きな影響を与えられているとされています。

マスター・オブ・ワインのツアーはこれまでも世界各国で行われていますが、日本での開催は今回が初めてとなります。約30名のマスター・オブ・ワインが令和8年3月

下旬に来県予定となっており、山梨のワインだけでなく、日本酒などについても理解を深めてもらえるものとする予定であります。

飯島（力）委員 マスター・オブ・ワインの方々が世界的に非常に大きな影響力を持つことが分かりました。

このような方々がツアーで本県にお越しいただくことは、大きな意義があります。この機を逃さず、皆さんの心をわしづかみにし、しっかり山梨のお酒をアピールすることが重要と考えますが、今後どのようなプロモーションを行っていくのでしょうか。

三科産業振興課長 地質や自然環境といった科学的観点や歴史的観点などからワインや日本酒をPRし、県産酒の質とともに、その背景にある産地特性であるテロワールの魅力を伝えてまいります。

また、実際にワイナリーや酒蔵を巡ってもらい、魅力をじかに体験していただくほか、食事と合わせたテイastingイベントも実施し、県産酒を味わうとともに評価していただくことを考えております。

飯島（力）委員 マスター・オブ・ワインに対し、現地視察やテイastingなど、様々な角度からアプローチすることが分かりました。

最後に、こうしたプロモーションの実施により期待される効果について伺います。

三科産業振興課長 この産地訪問によって、場所を見学してもらったり、現地の空気に触れたり、実際に体感していただくことで、県産酒及び本県のテロワールに対する理解を促進し、世界に向けて情報発信してもらおう際の好材料となることが期待されます。同時に、ワイナリーなどにとりましても、直接マスター・オブ・ワインと接することができる格好の機会となりますので、質問したり、アドバイスを受けたりすることで、品質やPRなどへの意識を高めることにつながると考えております。

志村委員 先に今のところをもう少しお聞きしたいのですが、美酒美県やまなしテロワール発信事業費が2,600万円ということで、マスター・オブ・ワインジャパンツアーを企画するとしても、相当お金をかけているなと感じますが、どのぐらいの期間で、どのぐらいの人数が来て、どのぐらいのワイナリーを回るイメージなのでしょう。

三科産業振興課長 期間としましては、本県には今のところ2泊3日の滞在を見込んでおります。人数は約30名を予定しております。回るワイナリーや酒蔵は、現在のところ6か所を想定しております。あとは、レセプションやホテルも借上げに近い形になってまいりますので、経費はかなり高額になっているかと思っております。

志村委員 30人が来るのであれば、そうですね。ありがとうございます。

(メディカル・デバイス・コリドー創生事業費について)

産の14ページのメディカル・デバイス・コリドー創生事業費の中の、推進センター設置事業費補助金ですが、3,600万円ほど計上して、新たにメディア・アナリスト等への情報発信とありますが、これはどのような事業なのか、まずお伺いします。

小池成長産業推進課長 東京在京のメディアや、ベンチャーキャピタル、アナリストを集めまして、本県の取組をPRすることによって、メディアでの露出を図るものでございます。

志村委員 令和6年度予算と令和7年度予算を見ると、ここの予算額が大きく、あともう一つ、次のページに米国展開成功モデル創出事業費が1,000万円になっていますが、メディカル・デバイス・コリドー創生事業で、医療機器関連産業に参入する企業を山梨県内にたくさん増やしていき、それを海外展開するというのは、もう少しかみ砕いて言っていただくと、どのようなことにつなげていくのかお伺いします。

小池成長産業推進課長 米国展開のイメージといたしましては、まず米国という市場でございまして、日本の約10倍の医療機器の市場を持っております。本県のメディカル・デバイス・コリドーは、部材供給から始まりまして、ものづくりのところを中心に施策を推進しているものでございまして、米国の大きな市場のサプライチェーンに入り込めるようなマッチング等を進めていきます。

あと、企業が米国の展示会に出て、そこで米国の企業とやり取りをして、取引を進めていくことを後押しする事業でございまして。

志村委員 産の14ページの、推進センター設置事業費補助金は、やまなし産業支援機構に補助をして、事業を行っていただくということですが、これは産業支援機構のほうで、例えばスタッフなどの推進体制を強化するに当たって、人を増やしたりする費用も入っているという理解でいいのですか。

小池成長産業推進課長 こちらの経費でございまして、まさにやまなし産業支援機構にメディカル・デバイス・コリドー推進センターを設けまして、コーディネーター等を設置して伴走支援をしていますので、そのコーディネーター等の人件費が主なものでございます。

推進体制を強化したかというお話がありましたが、こちらにつきましては、令和5年度に、メディカル・デバイス・コリドー推進計画2.1にバージョンアップしておりますので、昨年度の予算から強化しており、今年度は昨年度と変わっておりません。

志村委員 やまなし産業支援機構は、全体での補助金や事業委託だけでも5億円、6億円、そのぐらい全部足し込んだらあるかなと思いますが、特にこのメディカル・デバイス・コリドーの関係で、やまなし産業支援機構にお願いをしてセンターを設置しているということは、かなり裾野が広がってきて、山梨県の医療機器製造の方々の供給力も高まってきているという理解でよろしいでしょうか。

小池成長産業推進課長 メディカル・デバイス・コリドーセンターですが、令和2年6月に開設いたしました。それ以来、きめ細かな伴走支援を行ってまいりました。例えば、これまでに行ったマッチングは1,000件を超えます。成約も52件以上となっており、それらによりまして、県内の企業の参入企業数も設立当時より倍以上に増えております。

また、そのような契約関係も増えておりますので、委員がおっしゃるとおり、供給力、いわゆる経済効果は大きなものと考えております。

(資金調達サポート事業費について)

菅野委員 産の8ページ、資金調達サポート事業費について伺います。

こちらについては、スタートアップ企業の資金調達を支援するという内容としては、ベンチャーキャピタルが出資した企業に対する出資ということになっていますが、企業の選定についてはベンチャーキャピタルの決定に委ねるといふことか伺います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 本事業に応募いただけるスタートアップ企業については、まず要件がございまして、ベンチャーキャピタルから出資を受けていることというものがあ

ります。ただ、そのみで必ずしも採択されるというわけではなく、外部の専門家が入った審査会を開きまして、その中で事業計画の内容をしっかりと精査した上で、出資することが適当と認められる企業を選定しているものになっています。

菅野委員 こちらの実績について、令和5年度は4社だったと承知をしていますが、令和6年度は何社がこの事業の対象になり、どのような企業だったのか伺います。

有須田スタートアップ・経営支援課長 令和6年度につきましても4社が選定されております。その4社の内容としましては、バイオ技術を活用した研究機関発のスタートアップ企業、既存の帳票をデジタルフォーム化するサービスを提供しているスタートアップ企業、遠隔現場をリアルタイムで一元管理するデジタルプラットフォームの開発や提供を行っているスタートアップ企業、そして、スマート養蚕システムによる蚕や繭の生産と、シルクから抽出したたんぱく質を食品や化粧品などに活用するスタートアップ企業。この4社を出資対象としております。

菅野委員 県としても出資するという事であると、利益が出た場合、また損失があった場合、共に県に影響することになるのではないかと思います。特に損失があった場合は、県としてはどのような対応をすることになるのでしょうか。

有須田スタートアップ・経営支援課長 損失があった場合というお話ですけれども、まずこの事業の考え方ですが、資金運用によってリターンを得ることが目的なのではなく、県内産業の高付加価値化を図るための、スタートアップの資金面での支援が目的となっております。出資に当たってのリスクについては、もちろん一般的にスタートアップ企業は、ベンチャーキャピタルから出資を受けたとしても、10社に1社が成功すると言われて

おりますので、リスク自体はあります。ただ、スタートアップに対して、県では出資という形で支援しており、スタートアップに渡し切りの補助金という形ではありません。補助金の場合にはそもそも売却益という考え方もありませんし、我々の出資という考え方を基にすると、この売却益を有効活用して、次のスタートアップ支援の原資として、いい資金の循環を生み出すことができると考えており、そのような考え方で事業を構築しているものでございます。

出資先が経営難に陥った場合などのお話ですけれども、その場合は、一緒に協調出資しております認定ベンチャーキャピタルと協力しまして、事業の見直しや再建について支援することとしており、また、そのように陥らないように、日頃から出資先のスタートアップ企業とコミュニケーションを取りながら、事業計画や現況を報告していただいているところでございます。

(航空宇宙防衛関連産業参入支援事業費について)

菅野委員 次に、産の16ページの航空宇宙防衛関連産業参入支援事業費についてです。こちらについては、令和6年度の予算額からすると、約7倍になっているかと思いますが、どのようなところに新年度は予算を投じるのか、具体的に教えてください。

小池成長産業推進課長 来年度の予算額の伸びは、2のマル新の支援窓口設置事業費補助金979万6,000円を新たに計上したことによる増額が大きいものでございます。

菅野委員 そうしましたら、この2について伺います。コーディネーターによる伴走型支援と、展示会出展経費への助成ということで、1社当たり75万円が上限になっていますが、コーディネーターによる伴走型支援の経費は幾らか、内訳を知りたいです。

小池成長産業推進課長 コーディネーターの設置に係る経費が679万6,000円、展示会出展経費の助成といたしまして300万円を計上しております。

菅野委員 679万6,000円がコーディネーターの支援に係る経費ということですが、こちらは全て人件費になるのでしょうか。

小池成長産業推進課長 コーディネーターの設置に係る人件費でございます。

菅野委員 コーディネーターの人件費としては多額なのかなと思いますけれども、どのような方をコーディネーターとして派遣するのか、専門的な知識を持った方であるのか、教えてください。

小池成長産業推進課長 このコーディネーターといいますのは、航空宇宙防衛産業のマッチングを担う方を想定しております。航空宇宙防衛産業に対する知見を有することはもちろん、県内企業の実情に精通した方を想定しております。

菅野委員 今お話のあった、この産業への知見、それから県内企業の実情に精通した方ということですが、既に想定して選定を行っている状況でしょうか。

小池成長産業推進課長 来年度に向けまして、今後、選定を進めていくところでございます。

(産業集積促進助成金について)

菅野委員 産の17ページの産業集積促進助成金について伺います。こちらは令和5年度に宿泊業を対象にしたものだったと思いますが、宿泊業に関して問合せなどがあったか、教えてください。

小池成長産業推進課長 宿泊業のメニューでございますが、制度についての問合せはございましたが、具体的な話というのはまだございません。

菅野委員 県内に立地して事業を開始した製造業者等に対する助成とありますが、新年度の対象企業一覧を見ると、これまでに事業を行っている企業もあるのですが、それは何か理由があるのでしょうか。

小池成長産業推進課長 お配りした資料を御覧いただいたことと思いますが、この助成金には幾つか区分がございまして、例えば情報通信業につきましては、設置から36か月はオフィスの賃料などの経費を助成するというようになっておりますので、何年か前に設置して、それから2年目、3年目というものも計上されています。

菅野委員 次に、助成率について伺います。産業集積促進助成金交付対象企業概要一覧の表で、一番下の助成概要に助成率がそれぞれ書かれてあります。この助成概要のところ、県外からの転入者に応じて助成率が高くなっているところがありますが、そちらに関して伺います。地元雇用の拡大について、県はどのように考えているのでしょうか。

小池成長産業推進課長 この助成金自体は、雇用の創出を図ることも目的の大きな一つでございまして、当然、地元雇用も非常に大事でございまして。県外からの常勤雇用者に加算を設けておりますのは、県外から新たな企業を誘致するためのインセンティブになると考えておりますので、そのための助成率の加算でございまして。

菅野委員 県外から企業を誘致してというところは承知しました。そうすると、従業員の方も県内に定住していただく方向かなと思いますが、もし、県内の定住者を増やすという観点から、この助成率が検討されているとすれば、逆にもう少し高い設定にしてもいいのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

小池成長産業推進課長 加算率等の考え方につきましては、有効な企業立地に関わることについて、総合的に勘案しながら設定しております。

菅野委員       あと、転入者について伺います。県外からの転入者という方は単身赴任の方が含まれるのでしょうか。一般的に単身赴任の場合、住民票の異動は義務ではないようですが、その辺について県としてはどのようにお考えでしょうか。

小池成長産業推進課長   単身者も含まれます。

菅野委員       単身赴任者の場合は、繰り返しになりますが、住民票の異動は義務ではないということですが、住民票は確実に異動していただくという認識でよろしいでしょうか。

小池成長産業推進課長   住民票を確認の上、助成金を交付しております。

## 討論

菅野委員       産業政策部所管の予算について反対の立場で討論をいたします。

まず1つは、産の8ページの、資金調達サポート事業費についてです。今、伺いましたが、ベンチャーキャピタルが認めた新規参入の企業に県も資金をつぎ込むという内容です。ベンチャーキャピタルは、出資した企業に対してファンドへの転売や企業合併など、あらゆる手段を尽くして利益を上げることを目的としているというところですので、そこには当然リスクが伴いますので、企業が行き詰まれば出資金の回収ができなくなる危険もあると考えます。このような事業に対して税金を使うべきではないと思います。

次に、産の16ページの、航空宇宙防衛関連産業参入支援事業費についてです。成長産業であって、今後発展が見込めるとのことですが、防衛、軍事という分野に地方公共団体が乗り出すということは適切ではないと考えますので、この部分も賛成できません。

以上のことから、当初予算について反対をいたします。

山田委員       私は、第24号議案の山梨県一般会計予算に対して、原案に賛成の立場から討論を行います。

県は、県政目標である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けて、ふるさと強靱化、開の国づくり等に取り組んでおりまして、各企業がコロナ禍からちょうど抜け出したところでもあります。金融の部分も含めて、スタートアップについて質問が出たように、県外調査に行っても、各県のスタートアップ企業を支援するところは非常に充実していることを実感として思っておりますので、そのようなところも非常に深く盛り込んだ予算であります。また、血液的な部分もあると考えておりますので、これからのふるさと強靱化、開の国づくりに必要な、喫緊の課題に対応する予算であると思っておりますので、私は賛成とさせていただきます。

採決           採決の結果、起立多数で原案に賛成すべきものと決定した。

※第28号       令和7年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

質疑           なし

討論           なし

採決           全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

その他   ・ 明3月6日午前10時に委員会を開き、産業政策部関係の審査の続き及び観光文化・スポーツ部関係の審査を行うこととした。

以           上

農政産業観光委員長 長澤 健